

◎ 粗大ごみ（電化製品）の分別方法の見直しについて

1 現状

粗大ごみは、手数料条例別表第5に「一般家庭から排出される1辺の長さがおおむね50 cm以上2 m以下の耐久消費財等（電化製品については、1辺の長さがおおむね2 m以下のもの）の固形廃棄物をいう。」と規定して平ボディ車で戸別収集（有料）しています。

収集手数料は、1辺の長さがおおむね30 cm未満である小型の電化製品をまとめたものは、5個までごとに520円、その他のものは、1個につき520円です。

2 課題

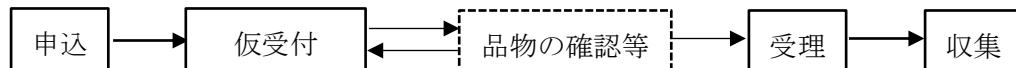
- (1) 申し込み時に、電化製品の収集依頼があった場合、1辺の長さが30 cm未満であるかどうか申請者に確認する必要があります。このため、受付事務が煩雑になりインターネット等での申し込みでは収集までに時間を要しています。

【申込から収集までの流れ】

- ・ 電話



- ・ インターネット（e-kanagawa）、本市公式LINE



※インターネット、本市公式LINEによる申込については、仮受付後に品物の確認やごみの排出場所等を電話やメール、LINEのトークで確認することがあります。

- (2) 電化製品のうち充電式のは、パッカー車での収集時や横須賀ごみ処理施設（エコミル）で火災の発生の原因になるものがあります。

3 電化製品の分別方法

粗大ごみの定義を「一般家庭から排出される1辺の長さがおおむね50 cm以上2 m以下の耐久消費財等の固形廃棄物」と整理します。

それにより、50 cm未満の電化製品は「不燃ごみ」として扱うことにします。

ただし、50 cm未満であっても定日ごみ収集には適さないもの（「充電式電池内蔵製品」等）は、粗大ごみとは別の収集区分として引き続き戸別（有料）で収集することとします。

また、充電式であっても、携帯用小型扇風機や電子たばこ用カートリッジなど使用済み小型家電リサイクルボックスの投入口（縦 15 cm×横 30 cm）に入るものは「使用済み小型家電」の対象品とします。

【参考 1】 分別方法の見直し後

電化製品	
50 cm以上 2 m以下	粗大ごみ
コンセント接続式 50 cm未満	不燃ごみ
充電式電池内蔵製品	
縦 15 cm×横 30 cm	使用済み小型家電
その他	(仮称) 破砕できないごみ (有料)

【参考 2】 分別区分の例

現状 (粗大ごみ)	見直し後
タンス (50 cm以上)	粗大ごみ
マッサージチェア	
掃除機 (50 cm以上)	
掃除機 (50 cm未満)	不燃ごみ
電子レンジ (50 cm未満)	
プリンター (50 cm未満)	
携帯用小型扇風機	使用済み小型家電
電子たばこ	
ワイヤレスイヤホン	

4 今後のスケジュール (案)

- ・ 令和 5 年 3 月 手数料条例の改正議案提出
- ・ 令和 5 年 4 月 市民周知
- ・ 令和 5 年 10 月 1 日 手数料条例改正施行